

瀬戸市アーティスト活動支援事業
～ せともんアーティスト in newnormal ～
募集案内

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティスト「せともんアーティスト」も展覧会・公演等の文化芸術活動が中止や延期を余儀なくされました。

しかし、緊急事態宣言の解除などにより、新しい生活様式を取り入れながら様々な活動が再開されており、芸術の分野においても新しい生活様式と向き合うことが求められています。

そこで、新しい生活様式や新しい価値観の下、せともんアーティストが多彩で創造性豊かな活動を持続的に行い、人々に心のやすらぎや前向きさを与えこれからもまちを活気づけていくことを期待して、瀬戸市アーティスト活動支援事業ではそれらの活動に支援を行います。

2 概要

瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ実施する文化芸術活動を募集します。その活動の成果を報告したアーティストに対しては、一件当たり10万円の助成金をお支払いします。また、活動の成果報告については、ウェブやSNS（インスタグラムなど）で公開します。

3 交付対象者

- (1) 瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしている（自身に関わる文化芸術活動の過半が市内で行われていること）アーティストで、個人又はグループ（ただし、法人格を有するものを除く。）であること。
- (2) 文化芸術活動により対価を得ており、過去1年以上継続して文化芸術活動を行っていること（ただし、趣味としての文化芸術活動は除く。）。
- (3) グループの場合は、瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストを1名以上含むこと。
- (4) 文化芸術基本法第8条から第12条に列挙されている以下の分野で活動していること。
文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション、コンピュータ、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、茶道、華道、書道、食文化、囲碁、将棋等

(5) 交付対象外

- ア 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- イ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人をいう。ただし、上記アに規定するものを除く。）に該当するもの、又は今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のあるもの

ウ 瀬戸市又は公益財団法人瀬戸市文化振興財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているもの

エ 瀬戸市から瀬戸市事業継続支援給付金交付要綱（令和2年7月20日施行）による給付金が支給されているもの又は支給を予定されているもの

4 対象となる活動

- (1) 個人又はグループが、主催又は共催等自主的に実施する若しくは出演するものであり、広く公開するものであること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行った文化芸術活動であること。
- (3) 文化芸術活動は、上記「3 交付対象者(4)」に掲げる分野であること。
- (4) 未発表の文化芸術活動であること。
- (5) 文化芸術活動の実施が令和2年5月26日の愛知県の緊急事態宣言解除後から令和3年2月末までに実施するもの。
- (6) 映像制作等の活動の場合は、5分から15分程度を目安とする映像であること。

【参考：活動の例】

- ・ホールでコンサートを主催する
- ・ギャラリーで個展を主催する
- ・パフォーマンス全般（音楽演奏、演劇、合唱、ダンスなど）の映像を作成し、YouTubeで配信する
- ・自身で制作した作品をSNSで発信する

5 対象とならない活動

- (1) 瀬戸市又は公益財団法人瀬戸市文化振興財団から補助金、助成金、助成金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているもの
- (2) 応募者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (3) 特定の企業名等の宣伝・広報を主な目的とするもの
- (4) 展示物、制作物等を販売することのみを目的とするもの
- (5) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (6) 寄附又はその勧誘を主な目的とするもの
- (7) 宗教的又は政治的な宣伝・主張が含まれるもの
- (8) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ等公序良俗に反するもの
- (9) 応募者・関係者名を偽った応募をしたもの
- (10) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの
- (11) 前各号に規定するもののほか、瀬戸市長が助成事業とすることが不適切であると認めるもの

※ 著作権等権利関係については、応募者でご対応いただきます。

なお、映像作品は動画共有サービス「YouTube」を利用し、配信してください。動画配信サイトへのリンク貼り付け等を行いますので、アップロードに際しては権利関係を十分にご注意くださ

い（YouTube では、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と楽曲に関する包括的な利用許諾契約が締結されています。詳細については、YouTube にご確認ください。）。

6 応募概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ実施する文化芸術活動の企画を応募いただきます。審査を経て採択された企画に基づいて活動を実施し、その活動成果を報告していただきます。なお、本事業への応募に当たっては、本募集案内、応募規約及び交付要綱をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

7 募集期間

令和2年7月15日（水）から令和2年8月14日（金）まで

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 応募数が50件を超える場合は抽選とする。

8 企画応募

(1) 提出書類

次のものを全てそろえ、期日までに提出してください。

ア 助成金交付申請書

イ 申請者に関する資料（任意の様式）

助成金交付申請書に記載した活動実績の中で過去1年間に関する契約書、領収書、チラシなど活動実績を示す資料

※ 過去1年間全ての活動履歴の証明は必要ありません。

(2) 提出方法

郵送又はメール

※ メールの場合は、必要事項を記載した（押印含む）書類をPDFにして送付してください。

※ メールの場合は、提出書類受領後、一週間以内に受領完了のメールをお送りします。受領完了のメールが届かない場合は、必ずご連絡ください。

(3) その他

ア 応募は一人1件までとすること。

イ グループとして応募する場合は、瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストを申請代表者とし、その申請代表者が提出書類をまとめて提出してください。

【提出先住所】

〒489-0884

愛知県瀬戸市西茨町113番地の3

瀬戸市アーティスト活動支援事業事務局 宛て

【提出先Eメールアドレス】

setoartinnewnormal@gmail.com

（Eメールの件名「瀬戸市アーティスト活動支援事業（個人名又はグループ名）」）

9 審査及び通知

(1) 書類審査

提出書類については、本募集案内、応募規約及び交付要綱に基づく要件に満たしているかについて審査を行います。審査にあたり内容の確認のためにお問い合わせをさせていただく場合がありますのでご承知ください。

(2) 審査結果

ア 全ての応募者に対して書面及びメールにて通知いたします。

イ 審査結果は、令和2年8月31日までに通知いたします。

ウ 審査内容についてはお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

10 採択された文化芸術活動の実施

(1) 活動上の注意点

ア 活動に取り組む際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めてください。

イ 広報活動を行う場合は、瀬戸市アーティスト活動支援事業の助成を受けて実施していることを明記してください（ただし、既に実施済みなど明記できない場合は除く。）。

ウ 映像作品は動画共有サービス「YouTube」を利用し、配信してください。

(2) やむを得ない事情により、企画応募時から内容やグループ構成員を変更する場合や企画を中止する場合などは、速やかに事務局まで報告してください。

11 文化芸術活動の成果報告

(1) 文化芸術活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月12日のいずれか早い日までに、文化芸術活動の事業実績報告書を提出してください。

(2) 文化芸術活動実施後には実施の様子・内容がわかるもの（動画・画像データなど）を事業実績報告書に添付し提出してください。

(3) 活動内容が画像データでは伝わらないと判断された場合は、動画等のほかのデータで提出してください。

(4) 事業実績報告書の提出方法は後日お知らせいたします。

※ 企画した文化芸術活動が新型コロナウイルス感染症の感染状況等により中止や延期となり、上記(1)の期間までに事業実績報告書が提出されない場合、助成金は交付されません。

12 成果報告の審査及び公開

(1) 書類審査

事業実績報告書については、本募集案内、応募規約及び交付要綱に基づく要件に満たしているかについて審査を行います。審査にあたり内容の確認のためにお問い合わせをさせていただく場合がありますのでご承知ください。

(2) 審査結果

ア 書面及びメールにて通知いたします。

イ 審査内容についてはお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

(3) 公開

交付対象活動をウェブやSNSで公開します。

※ ウェブやSNSで公開される内容には、事業の紹介やアーティストのプロフィールも含まれません。

(4) その他

本募集案内、応募規約及び交付要綱に違反する事項が確認された場合など、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

13 助成金の交付

(1) 手続き

助成金の交付決定通知書を受領後、助成金交付請求書を提出してください。

(2) 金額

文化芸術活動一件当たり10万円

※ 本助成金は課税対象になりますので、確定申告の際には収入に含めての申告が必要です。

(3) 支払い方法

助成金交付請求書等を受領後、各人の口座に速やかにお支払いします。

14 問い合わせ先

瀬戸市地域振興部文化課（〒489-0884瀬戸市西茨町113番地の3）

電話番号：0561-84-1811

FAX番号：0561-85-0415

Eメール：bunka@city.seto.lg.jp

参考：応募から支払いまでの主な流れ

